

## 大気汚染防止法（昭和43年6月10日 法律第97号）

### 第4章 大気汚染の状況の監視等

#### （常時監視）

第22条 都道府県知事は、大気汚染の状況を常時監視しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の常時監視の結果を環境大臣に報告しなければならない。

#### （緊急時の措置）

第23条 都道府県知事は、大気の汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合として政令で定める場合に該当する事態が発生したときは、その事態を一般に周知させるとともに、ばい煙を排出する者、揮発性有機化合物を排出し、若しくは飛散させる者又は自動車の使用者若しくは運転者であつて、当該大気の汚染をさらに著しくするおそれがあると認められるものに対し、ばい煙の排出量若しくは揮発性有機化合物の排出量若しくは飛散の量の減少又は自動車の運行の自主的制限について協力を求めなければならない。

2 都道府県知事は、気象状況の影響により大気の汚染が急激に著しくなり、人の健康又は生活環境に重大な被害が生ずる場合として政令で定める場合に該当する事態が発生したときは、当該事態がばい煙又は揮発性有機化合物に起因する場合にあつては、環境省令で定めるところにより、ばい煙排出者又は揮発性有機化合物排出者に対し、ばい煙量若しくはばい煙濃度又は揮発性有機化合物濃度の減少、ばい煙発生施設又は揮発性有機化合物排出施設の使用の制限その他必要な措置をとるべきことを命じ、当該事態が自動車排出ガスに起因する場合にあつては、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請するものとする。

## 大気汚染防止法施行令（昭和43年11月30日 政令第329号）

#### （緊急時）

第11条 法第23条第1項の政令で定める場合は、別表第5の上欄に掲げる物質について、それぞれ、同表の中欄に掲げる場合に該当し、かつ、気象条件からみて当該大気の汚染の状態が継続すると認められるときとする。

2 法第23条第2項の政令で定める場合は、別表第5の下欄に掲げる物質について、それぞれ、同表の下欄に掲げる場合に該当し、かつ、気象条件からみて当該大気の汚染の状態が継続すると認められるときとする。

別表第5（第11条関係）

硫黄酸化物	浮遊粒子状物質	一酸化炭素	二酸化窒素	オキシダント
1 大気中における含有率の1時間値（次項を除き、以下単に「1時間値」という。）100万分の0.2以上である大気汚染の状態が3時間継続した場合 2 一時間値100万分の0.3以上である大気の汚染の状態が2時間継続した場合 3 1時間値100万分の0.5以上である大気の汚染の状態になつた場合 4 1時間値の48時間平均値100万分の0.15以上である大気の汚染の状態になつた場合	大気中における量の1時間値が1立方メートルにつき2.0ミリグラム以上である大気の汚染の状態が2時間継続した場合	1時間値100万分の30以上である大気の汚染の状態になつた場合	1時間値100万分の0.5以上である大気の汚染の状態になつた場合	1時間値100万分の0.12以上である大気の汚染の状態になつた場合
1 1時間値100万分の0.5以上である大気の汚染の状態が3時間継続した場合 2 1時間値100万分の0.7以上である大気の汚染の状態が2時間継続した場合	大気中における量の1時間値が1立方メートルにつき3.0ミリグラム以上である大気の汚染の状態が3時間継続した場合	1時間値100万分の50以上である大気の汚染の状態になつた場合	1時間値100万分の1以上である大気の汚染の状態になつた場合	1時間値100万分の0.4以上である大気の汚染の状態になつた場合
備考 この表に規定する1時間値の算定に関し必要な事項並びに浮遊粒子状物質及びオキシダントの範囲は、環境省令で定める。				

大気汚染防止法施行規則（昭和46年6月22日、厚生省・通商産業省令第1号）

(緊急時)

第17条 法第23条第2項の規定によるばい煙排出者に対する命令は、大気の汚染の状況、気象状況の影響、ばい煙発生施設の種類及び規模等を勘案して当該措置が必要と認められる地域及びばい煙排出者の範囲を定めて行うものとする。

- 2 前項の命令は、当該命令の内容その他必要な事項を記載した文書により、当該ばい煙発生排出者に対して行うものとする。ただし、文書により行うことが著しく困難であると認められるときは、電話その他の電気通信設備を使用して行うことができる。
- 3 前項ただし書の方法により命令する場合にあっては、併せて当該ばい煙排出者が当該命令の有無及びその内容を確認できる方法を講じ、かつ、伝達しなければならない。
- 4 前2項の規定は、第1項の命令が緊急時の措置をとるべき期限を明示せずに行われた場合における当該命令の解除について準用する。

第18条 令別表第5の備考の総理府令で定める1時間値の算定は、次の各号に掲げる物質について、それぞれ当該各号に掲げる測定器を用いて、大気を連続して1時間吸引して行うものとする。

- |           |   |
|-----------|---|
| 1 硫黄酸化物   | 溶液導電率法又は紫外線蛍光法による硫黄酸化物測定器   |
| 2 浮遊粒子状物質 | 光散乱法、圧電天びん法またはベータ線吸収法による浮遊粒子状物質濃度測定器  |
| 3 一酸化炭素   | 非分散形赤外分析計法による一酸化炭素測定器   |
| 4 二酸化窒素   | ザルツマン試薬を用いた吸光光度法による二酸化窒素測定器   |
| 5 オキシダント  | 日本工業規格B7957に定める濃度の中性磷酸塩緩衝沃化カリウム溶液を用いた吸光光度法または電量法によるオキシダント測定器であって、日本工業規格B7957に定める方法により校正を行ったもの又は紫外線吸収法若しくはエチレンを用いた化学発光法によるオゾン測定器 |
- 2 令別表第5の備考の総理府令で定める浮遊粒子状物質の範囲は、大気中の浮遊粒子状物質であって、その粒径がおおむね10マイクロメートル以下であるものとする。
  - 3 令別表第5の備考の総理府令で定めるオキシダントの範囲は、大気中のオゾン、パーオキシアルナイトレートその他沃化カリウムと反応して沃素を遊離させる酸化性物質とする。

附 則（昭和52年4月2日総理府令第6号）

- 2 この府令の施行の際現に設置されているオキシダント測定器（この府令による改正後の大気汚染防止法施行規則第18条第1項第5号に規定するオキシダント測定器を除く。）については、この府令による改正後の大気汚染防止法施行規則第18条第1項第5号の規定にかかわらず、昭和53年4月1日までは、なお従前の例によることができる。ただし、この場合においては、測定された1時間値に0.8を乗じてオキシダントの1時間値を算定するものとする。

茨城県生活環境の保全等に関する条例（平成17年3月24日 茨城県条例第9号）

第2章 大気の保全に関する規制

第1節 ばい煙に関する規制

(緊急時の措置)

第23条 知事は、大気の汚染により、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合として規則で定める場合に該当する事態が発生したときは、規則で定める発令地域区分により地域を指定して、当該地域について規則で定める発令区分によりその旨を一般に周知させなければならない。

2 知事は、前項の規定による周知を行ったときは、同項の規則で定める発令区分に従い、規則で定めるところにより、ばい煙特定施設又は大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第2項に規定するばい煙発生施設を設置している者で大気を著しく汚染するものとして規則で定めるものに対し、ばい煙の排出量又は燃料使用量の減少その他の規則で定める措置をとるよう協力を求め、又は勧告若しくは命令をすることができる。

## 第 2 章 大気の保全に関する規制

### 第 1 節 ばい煙に関する規制

#### (緊急時の措置)

第 11 条 条例第 23 条第 1 項の規則で定める場合は、別表第 3 の 1 の左欄に掲げる発令区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる場合とする。

2 条例第 23 条第 1 項の規則で定める発令地域区分及び発令区分は、別表第 3 の 1 付表に掲げるとおりとする。

3 条例第 23 条第 2 項の規定による協力の要請又は勧告若しくは命令は、とるべき措置の内容その他の必要な事項を記載した書面により、第 6 項に規定する者に対して行うものとする。ただし、書面により行うことが著しく困難であると認められるときは、電話その他の電気通信設備を使用して行うことができる。

4 前項ただし書の方法により勧告又は命令をする場合にあっては、併せて第 6 項に規定する者が当該勧告又は命令の有無及びその内容を確認できる方法を講じ、かつ、伝達しなければならない。

5 前 2 項の規定は、条例第 23 条第 2 項の規定による勧告又は命令が緊急時の措置をとるべき期限を明示せずに行われた場合における当該勧告又は命令の解除について準用する。

6 条例第 23 条第 2 項の規則で定める者は、ばい煙特定施設又は大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)第 2 条第 2 項に規定するばい煙発生施設を設置する工場等において排出する排出ガス量の合計が、温度が零度であって、圧力が 1 気圧の状態に換算した状態で毎時 1 万立方メートル以上であるものを設置する者とする。

7 条例第 23 条第 2 項の規則で定める措置は、別表第 3 の 2 の左欄に掲げる発令区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる措置とする。

別表第3の1 ばい煙に係る緊急時の発令（第11条第1項、第2項関係）

予 報	次のいずれかに該当するとき。 (1) 気象条件から見て、注意報の項、警報の項又は重大警報の項に掲げる場合に該当する事態が発生することが予想されるとき。 (2) オキシダントの大気中における濃度（以下この表において「オキシダント濃度」という。）が注意報の項に掲げる場合に該当する事態に近く、かつ、さらに悪化することが予想されるとき。
注 意 報	一の測定点において、オキシダント濃度が 0.12ppm 以上になり、かつ、この状態が気象条件から見て継続すると認められるとき。
警 報	一の測定点において、オキシダント濃度が 0.24ppm 以上になり、かつ、この状態が気象条件から見て継続すると認められるとき。
重 大 警 報	一の測定点において、オキシダント濃度が 0.4ppm 以上になり、かつ、この状態が気象条件から見て継続すると認められるとき。

## 付表 発令地域区分

## (1) 発令区分が予報の場合における発令地域区分及び地域の範囲

北 部 地 域	水戸地域　日立地域　高萩地域　ひたちなか地域
東 部 地 域	鹿島地域　潮来地域　鉾田地域
南 部 地 域	土浦地域　石岡地域　竜ヶ崎地域
西 部 地 域	古河地域　下妻地域　水海道地域　筑西地域

## (2) 発令区分が注意報、警報又は重大警報の場合における発令地域区分及び地域の範囲

水 戸 地 域	水戸市　茨城町　大洗町
日 立 地 域	日立市　常陸太田市
高 萩 地 域	高萩市　北茨城市
ひたちなか地域	ひたちなか市　那珂市　東海村
鹿 島 地 域	鹿嶋市　神栖市
潮 来 地 域	潮来市
鉾 田 地 域	鉾田市　行方市
土 浦 地 域	土浦市　つくば市　美浦村　阿見町　つくばみらい市
石 岡 地 域	石岡市　かすみがうら市　小美玉市
竜ヶ崎 地 域	龍ヶ崎市　取手市　牛久市　稲敷市　河内町　利根町
古 河 地 域	古河市　五霞町　境町
下 妻 地 域	下妻市　八千代町
水 海 道 地 域	常総市　守谷市　坂東市
筑 西 地 域	結城市　筑西市　桜川市

別表第3の2 ばい煙に係る緊急時の措置（第11条第7項関係）

予 報	大量ばい煙発生事業者に対し、注意報、警報又は重大警報の発令に際し速やかに注意報の項、警報の項又は重大警報の項に掲げる措置をとることができるよう準備を求めるとともに、ばい煙の排出量を減少するよう協力を求めること。
注 意 報	1 ばい煙発生事業者に対し、警報又は重大警報の発令に際し速やかに警報の項又は重大警報の項に掲げる措置をとができるよう準備を求めるとともに、ばい煙の排出量を減少するよう協力を求めること。 2 大量ばい煙発生事業者に対し、通常の燃料使用量等又は排出ガス中の窒素酸化物の量の20パーセント相当分を削減するよう協力を求めること。
警 報	1 ばい煙発生事業者に対し、通常の燃料使用量等又は排出ガス中の窒素酸化物の量の20パーセント相当分を削減するよう協力を求めること。 2 大量ばい煙発生事業者に対し、通常の燃料使用量等又は排出ガス中の窒素酸化物の量の40パーセント相当分を削減するよう勧告すること。
重 大 警 報	1 ばい煙発生事業者に対し、通常の燃料使用量等又は排出ガス中の窒素酸化物の量の20パーセント相当分を削減するよう命令すること。この場合において、命令を受けたばい煙発生事業者は、直ちに当該措置を講ずるとともに、措置を講じた旨を所在市町村長に報告しなければならないこと。 2 大量ばい煙発生事業者に対し、通常の燃料使用量等又は排出ガス中の窒素酸化物の量の40パーセント相当分を削減するよう命令すること。この場合において、命令を受けた大量ばい煙発生事業者は、直ちに当該措置を講ずるとともに、措置を講じた旨を所轄の地方総合事務所長に報告しなければならないこと。

備考

この表において「ばい煙発生事業者」とは第11条第6項に規定する者をいい、「大量ばい煙発生事業者」とはばい煙発生事業者のうちその排出ガス量が温度が零度であって圧力が1気圧の状態に換算した状態で毎時4万立方メートル以上の施設を有する者をいう。